

第 2 次広島市男女共同参画基本計画の変更について

1 趣旨

本市では、広島市男女共同参画推進条例第 8 条第 1 項に基づき策定した「広島市男女共同参画基本計画」（計画期間：平成 15～22 年度）の満了を受け、平成 23 年度に「第 2 次広島市男女共同参画基本計画」（計画期間：平成 23～32 年度、以下「第 2 次基本計画」という。）を策定した。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正により、配偶者からの暴力防止・被害者保護のための施策の実施に関する基本計画の策定が市町村の努力義務とされたことから、平成 22 年度に「広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」（計画期間：平成 22～32 年度、以下「DV 防止計画」という。）を策定した。なお、第 2 次基本計画の策定により、DV 防止計画は第 2 次基本計画における DV 被害者支援等の部分を構成する計画という位置付けとなっている。

両計画は、施策の推進状況や社会情勢の変化等を踏まえ、計画期間の中間年である平成 27 年度に見直しを行い、必要に応じて計画を変更することとしている。このため、平成 28 年度からの計画変更に向け、以下の方法及び方針で見直しを行う。

2 見直しの方法

広島市男女共同参画推進条例第 8 条第 3 項の規定により、広島市男女共同参画審議会の意見を聴いて行う。また、見直しに当たって市民アンケートを実施するとともに、計画変更の素案に対する市民意見を募集する。

3 見直しの基本方針

計画の見直しに当たっては、次の視点に留意して行う。

【1】現行計画の施策体系に基づき、引き続き積極的な取組が求められるものへの対応

現行計画の施策の推進状況の検証結果から、目標達成のため引き続き実施、又は一層の努力が必要なもの

【2】社会情勢の変化や法改正等の国の動向により、新たな取組が求められるものへの対応

国の「日本再興戦略」における女性の活躍推進、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正及び「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の策定等により、新たな取組が求められるもの

- ① 女性のライフステージに対応した就業支援
- ② 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の防止及びその被害者への支援
- ③ 災害の予防、応急、復旧・復興等の各段階における男女共同参画の視点からの必要な対策・対応の推進 など

【3】本市の他の計画の変更等により、指標等の変更が求められるものへの対応

広島市高齢者施策推進プラン、第 3 期広島市障害福祉計画、広島市子ども施策総合計画、広島市健康づくり計画「元気じゃけんひろしま 21（第 2 次）」など